

# Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2024年12月2日号（2025年4月1日更新）

## Global Investment & Innovation Incentives (GI<sup>3</sup>) 優遇税制特集 第4回

### 戦略分野国内生産促進税制の概要

#### 1. はじめに

#### Executive Summary

- 世界中で国内投資を強力に推進する産業政策競争が活発化しているなか、令和6年度税制改正において5つの戦略分野（半導体、EV等・蓄電池、グリーンスチール、グリーンケミカル、SAF）を対象とした戦略分野国内生産促進税制（以下「本税制」）が創設され、令和7年3月25日に関連省令等が施行された。
- 本税制では一定の要件を満たした場合、上記分野の製品ごとにそれらの生産・販売量に応じた税額控除（例：EVの場合は1台当たり40万円）を受けることが可能である。単位当たりの税額控除は製品ごとに異なるため、詳細は次頁以降を参照されたい。
- この税額控除を受けるためには、令和9年3月31日までに主務大臣から事業適応計画の認定を受け、その事業適応計画に沿い減価償却資産の取得等を行い事業の用に供した上で、製品の生産・販売を行うことが必要である。また、計画期間中の各事業年度において確認申請を行う必要がある。

令和6年度税制改正において、戦略分野国内生産促進税制が創設されることとなったため、その内容について解説・検討を行う。なお、関連省令等が令和7年3月25日に施行されたため、その内容に沿って以下に一部追記を行うとともに、根拠条文等を追記している。

#### 2. 戦略分野国内生産促進税制の概要

##### (1) 概要

近年、GX、DX、経済安全保障等の戦略分野における国内投資を強力に推進する産業政策競争が世界中で活発化している。令和6年度税制改正において新しく導入された本税制は、戦略分野のうち、特に生産段階でのコストが高いこと等の理由から投資判断が容易ではない分野を対象に、企業の新たな国内投資を引き出すため、生産・販売量に応じた税額控除措置を講じる制度である<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 「[戦略分野国内生産促進税制](#)」（経済産業省ウェブサイト）を参照

(2) 本税制の対象及び優遇措置の内容

本税制の対象及び優遇措置の内容は以下である。

■ 対象法人及び対象商品

項目	内容
対象法人	以下の (1) ~ (5) の 5 つの戦略分野の最終製品（産業競争力基盤強化商品）の生産・販売を行う旨を事業適応計画に記載し、令和 6 年 9 月 2 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までに認定を受けた青色申告法人（措法 42 の 12 の 7 ⑦⑩、産競法 21 の 35②）
産業競争力基盤強化商品（産競法 2⑭、産業競争力基盤強化商品に関する省令① 一～五）	<p>(1) 半導体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ マイコン<sup>2</sup>、パワー半導体（けい素、炭化けい素、窒化ガリウム）、イメージセンサー、その他アナログ半導体</li> <li>➢ 補助金による初期投資支援の対象となっている計画は対象外<sup>3</sup></li> <li>➢ 先端ロジック半導体・メモリ半導体及び半導体の製造装置・部素材・原料は対象外</li> </ul> <p>(2) EV 等（二輪車は対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 燃料電池自動車（FCV）又は電気自動車（蓄電池容量 20kWh 以上）</li> <li>➢ プラグインハイブリッド車（蓄電池容量 10kWh 以上）</li> </ul> <p>(3) グリーンスチール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 生産プロセスを従来の高炉・転炉から電炉などへ転換することにより、生産時の CO2 排出量を大幅に削減した鉄鋼製品</li> </ul> <p>(4) グリーンケミカル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 原料を従来の化石原料であるナフサからグリーン原料（バイオ原料、廃プラスチック等）へ転換することにより生産される化学品</li> </ul> <p>(5) SAF（Sustainable Aviation Fuel）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 化石燃料と混合されていない燃料：合成炭化水素を含むジェット燃料油に関する規格（ASTMD 七五六六）を満たすもの</li> <li>➢ 化石燃料と混合されている燃料：混合前及び後において ASTMD 七五六六を満たすもの</li> </ul>

■ 税制優遇の内容

項目	内容
税制措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 産業競争力基盤強化商品の区分ごとに税額控除額（下表の税額控除額を参照）が定められており、対象法人は、計画認定日から 10 年間の各事業年度において、生産・販売量に応じて税額控除を受けることが可能である（措法 42 の 12 の 7 ⑦⑩）</li> <li>■ 税額控除額は競争力強化が見込まれる後半年度において段階的に引き上げられる（8 年目：75%、9 年目：50%、10 年目：25%）（措法 42 の 12 の 7 ⑦⑩）</li> <li>■ 生産・販売量に応じて算出された控除税額の各事業年度における累積合計額は「事業の用に供した生産用の資産及びこれとともに産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に対して投資した金額の合計額として財務省令で定める金額に相当する金額」を超えることができない（措法 42 の 12 の 7 ⑦⑩）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「直接又は間接に使用する」設備の範囲は以下の合計（事業適応の実施に関する指針 1 二〇②注 5、自動車産業の事業適応の実施に関する指針三〇（2））であり、当該範囲を適切に認識することが控除税額の合計額に影響を与える可能性があるため、留意が必要である <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 事業者が事業適応計画に記載する事業適応を行う場所の住所において新規導入する設備（予定取得価額）</li> <li>◇ その住所において現に有する設備（取得価額 + 取得の日から計画申請日までの修繕費）</li> </ul> </li> <li>➢ 自動車のみ：事業適応を通じて生産する電気自動車等に使用する蓄電池及び燃料電池の生産設備</li> </ul> </li> </ul>

2 演算を行う半導体であってトランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所において 100 ナノメートルを超えるものに限る

3 「令和 6 年度税制改正」（財務省ウェブサイト（PDF））6 頁を参照

税額 控除額	①半導体 (直径 200mm 換算の 単位当たり控除額)	マイコン	28～45nm 相当	16,000 円/枚
			45～65nm 相当	13,000 円/枚
			65～90nm 相当	11,000 円/枚
			90nm 以上	7,000 円/枚
		アナログ半導体 (パワー半導体 含む)	パワー半導体 (Si : けい素)	6,000 円/枚
			パワー半導体 (SiC : 炭化けい素, GaN : 窒化ガリウム)	29,000 円/枚
			イメージセンサー	18,000 円/枚
			その他	4,000 円/枚
	②EV 等・蓄電池	軽 EV・PHEV 200,000 円/台 (EV・FCV 400,000 円/台)		
	③グリーンスチール	20,000 円/トン		
④グリーンケミカル	50,000 円/トン			
⑤SAF	30 円/リットル			
控除上限及び 繰越期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各事業年度において、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制 (DX 投資促進税制) による控除税額及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制 (以下「CN 税制」) による控除税額との合計で当期調整前法人税額の 40% (半導体は 20%) である (措法 42 の 12 の 7⑦⑩) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 例えば、CN 税制は当期調整前法人税額の 20% が控除上限であるが、CN 税制による税額控除を上限まで適用する場合、同一事業年度において、本税制により受けることができる税額控除は、半導体以外では当期調整前法人税額の 20% (= 40%-20%) が上限額となる (この場合、半導体は税額控除の適用ができない)</li> </ul> </li> <li>■ 本税制においては 4 年間 (半導体は 3 年間) の税額控除の繰越期間が設けられているため、ある事業年度で控除上限を超過してしまう場合でも、翌事業年度以降の法人税額において適用しきれなかった税額控除を活用することが可能である (措法 42 の 12 の 7⑨⑫)</li> </ul>			

### (3) 要件

本税制の適用にあたっては、計画申請時に認定の要件を満たし、さらに各事業年度において我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準 (以下、「確認要件」) に適合することについて主務大臣の確認を受ける必要がある (措法 42 の 12 の 7⑦、同⑩、産競法 21 の 22、同 21 の 35、産競規 11 の 20)。

#### ■ 事業適応計画の認定要件

事業適応計画の認定にあたっては、以下の要件を満たす必要がある (産競法 21 の 22④、事業適応の実施に関する指針 1 二〇②、同 1 三〇、同 5 八)。

項目	内容
新たな需要の開拓に関する目標	<p>産業競争力基盤強化商品の生産を行うために新規に導入した設備 (生産のために直接又は間接に使用する減価償却資産を含む) を用いて生産販売することにより、計画終了年度以後にその生産数量及び販売数量が十分に増加していることと見込まれること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 設備の新規導入は、当該設備の新規導入を決定する上で、産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定が不可欠であるもの又は重要な考慮事項であるものに限る</li> <li>➢ 令和 6 年 (2024 年) 9 月 2 日以降に、取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定において、新規導入される設備の価額や当該設備の新規導入に係る事業採算性が具体的に決定されたもの</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 設備の新規導入その他の事業適応の実施については、令和9年（2027年）3月31日までに開始する計画とする</li> <li>➢ 事業適応計画の実施期間中に生産数量及び販売数量が十分に増加するよう、新規の設備導入に係る新規投資額及び事業適応計画の実施期間中に実現する年度当たりの生産数量の最大値について、産業競争力基盤強化商品ごとに事業分野別実施指針に規定する数値を上回る計画とするものとする</li> </ul>
<b>財務の健全性</b>	計画の終了年度（10年目）において、経常収入の額が経常支出の額より大きい値となること
<b>産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に関する事項</b>	<p>計画期間を通じて、当該計画において生産する産業競争力基盤強化商品の市場創出に向けて、技術優位性の確立を含め生産性を向上し、需要を拡大することで、付加価値の創出を実現するための取組の方針を示していること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 販売を行う各事業年度別の付加価値率の目標値を示すこと（計画終了年度の最低目標値は、事業分野別実施指針に規定）</li> <li>➢ 付加価値率の目標値の達成に向けて事業適応計画の実施期間を通じて円滑かつ着実に取り組むものとする</li> </ul>
	事業分野別実施指針に定める、事業適応を通じた経済波及効果を実現するための今後の取組方針及び当該取組方針に係る数値目標を示していること（各事業年度の最低目標値は事業分野別実施指針に規定）
	<p>産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化の中でも、当該計画に沿って、主要部素材の調達先や、継続的な投資及び人材の確保に向けた経営資源の配分を含め、安定的な生産活動が行われるための取組の方針を示していること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 上記に加え、新たな生産拠点を立地する計画については、活力ある持続可能な地域社会を実現するために、地域経済の活性化及び新たな雇用の場の創出に取り組む計画とするものとする</li> </ul>
	継続的な賃上げその他の事業適応に必要な人材の確保に向けた取組に関する方針を示していること
	<p>（半導体以外のみ）当該計画における産業競争力基盤強化商品の生産、使用及び廃棄をする段階における二酸化炭素排出量の削減量を定量的に示しており、かつ、当該削減量の更なる拡大に向けた取組の方針を示していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 二酸化炭素排出量の削減量の算定に当たっては、当該産業競争力基盤強化商品の区分ごとに以下に掲げる商品との比較を行うこと <ol style="list-style-type: none"> <li>① EV等：ガソリン車</li> <li>② グリーンスチール：高炉又は転炉を使用して製造された鉄鋼</li> <li>③ グリーンケミカル：化学製品の原材料である化学品であって化石燃料に由来するもの</li> <li>④ SAF：化石燃料</li> </ol> </li> </ul>

上記のとおり、令和6年（2024年）9月2日以降に意思決定された投資であり、かつ、令和9年（2027年）3月31日までに計画が開始される投資のみが対象となる点に留意が必要である。

また、事業分野別実施指針が別途定められており、上記のいくつかの要件については事業分野別実施指針に定量目標が定められている。それ以外にも事業分野別実施指針に要件が設けられているが、産業競争力基盤強化商品ごとに要件が異なるため、当該指針も参照した上で適用可能性の検討を行う必要性がある。産業競争力基盤強化商品ごとの設備投資下限及び生産量下限のみ以下にまとめている<sup>4</sup>が、非常に大規模な投資のみが対象となっている。

<sup>4</sup> 半導体産業の事業適応の実施に関する指針四イ、自動車産業の事業適応の実施に関する指針四ロ、化学産業の事業適応の実施に関する指針四、金属産業の事業適応の実施に関する指針四、石油精製業の事業適応の実施に関する指針四イ

項目	半導体	自動車	基礎化学品	鉄鋼	SAF
投資額 下限	50 億円以上	15 億円以上	30 億円以上	120 億円以上	500 億円以上
生産量 下限	直径 200 ミリメートルのウエハーに換算して年間 1 万枚以上	増加する生産能力が 1 万台以上	計画終了年度における生産能力 3 万トン以上	実施期間中に実現する年度当たりの生産数量の最大値が 20 万トン超	年産 10 万キロリットル以上

特に、半導体については、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第九条第一項の認定を受けた供給確保計画等に基づいて整備された建物、設備又はシステムを使用していないことが要件となっている（半導体産業の事業適応の実施に関する指針四〇③）ため、当該認定を受けている事業者は検討を進める前に自社の申請可否について当局に確認することが望ましい。

#### ■ 確認要件

計画中の各事業年度において、税額控除の対象となる産業競争力基盤強化商品の数量について主務大臣の確認を受ける必要がある。確認においては、当該販売が関係会社等以外の第三者に行われることを示しつつ、上記の計画の認定要件における「産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に関する事項」の定量指標の達成に関する定量要件があることに留意されたい（我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準一、二）。計画の認定を受けていても主務大臣の確認を受けられなかった年度においては税額控除が適用できないため、適用可能性の検討を行う際は、計画の認定要件の適合状況の検討だけでなく、確認要件の達成見込みを考慮しておくことが望ましい。

#### (4) 停止適用措置

以下の 3 つのいずれにも該当する事業年度においては、税額控除は適用されない（前事業年度以前からの繰越を除く）（措法 42 の 12 の 7⑱）。

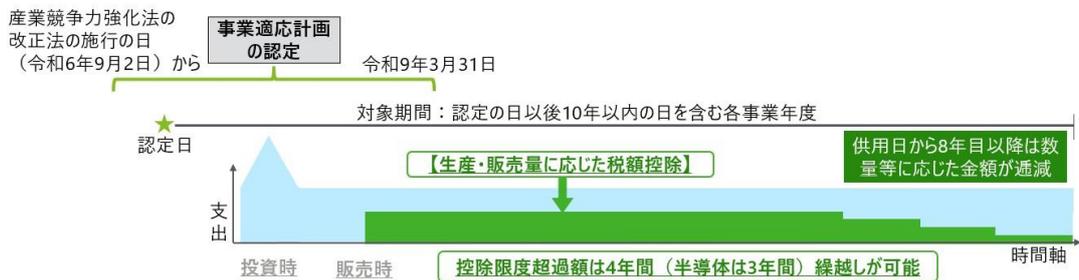
- (ア) 当該事業年度の所得 > 前事業年度の所得
- (イ) 継続雇用者給与等支給額の対前事業年度増加割合 < 1%
- (ウ) 国内設備投資額 ≤ 当該事業年度の償却費総額 × 40%

### 3. 手続及びタイムライン

#### (1) 適用までのプロセス

- 本税制を適用するには、令和 6 年 9 月 2 日以降に取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定において、新規導入される設備の価額や当該設備の新規導入に係る事業採算性が具体的に決定される必要がある（事業適応の実施に関する指針 1 二〇②注 3）。
- その後、令和 9 年 3 月 31 日までに主務大臣から事業適応計画の認定を受け（措法 42 の 12 の 7⑦⑩、産競法 21 の 22①）、同日までに計画を開始する必要がある（事業適応の実施に関する指針 1 二〇②注 3）。
- 要件が複雑かつ多岐に渡り、適用可能性の検討や社内の調整、当局への質問等に時間を要することが想定されるため、10 カ月～1 年程度の余裕をもって検討を進めることが望ましい。

## (2) 本税制のタイムライン



「[令和6年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】](#)」(経済産業省ウェブサイト(PDF))3頁を参照

## 4. おわりに

本税制は、対象となる商品が限定的かつ投資額の下限值や生産量の下限值が大きいため、対象事業者は限定的になることが想定される。一方、対象となった場合は税務メリットが非常に大きくなる可能性があるため、検討や申請の遅れにより適用不可となることがないよう、早期に検討を開始することが推奨される。

※本ニュースレターの執筆は、令和6年11月22日の情報に基づき発信した後、令和7年4月1日の情報に基づき更新したものである。

(東京事務所 三浦 正暁、井上 誠)

### <関連ページ>

- [国内外の優遇税制や補助金に関するコンサルティング業務](#)
- [戦略分野国内生産促進税制の概要と留意点](#)
- [戦略分野国内生産促進税制](#)
- [Japan Incentive Insights](#)

## お問い合わせ

### デロイトトーマツ税理士法人

#### 東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3  
丸の内二重橋ビルディング  
Tel 03-6213-3800 (代)

#### 大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1  
淀屋橋三井ビルディング 5 階  
Tel 06-4560-8000 (代)

#### 名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1  
JP タワー名古屋 37 階  
Tel 052-565-5533 (代)

email [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

令和 7 年度税制改正トピックス [www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform](http://www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

